LINDAからのIP ニュース

第59号
2012年3月

■ 目次

知財ニュース

国家知識産権局令

（第63号）

『特許標識表記弁法』が国家知識産権局の局務会議にて採決されたため、ここに公布し、2012年5月1日より施行するものとする。

局長　田 力普

2012年3月8日

特許標識表記弁法

第1条 特許標識の表記方式を規範化し、正常な市場経済秩序を維持するため、『中華人民共和国特許法』（以下、特許法という）及び『中華人民共和国特許法実施細則』の関係規定に基づいて、本弁法を制定する。

第2条 特許標識を表記するにあたり、本弁法にしたがって表記しなければならない。

第3条 特許事務管理部門は、その行政区域における特許標識の表記行為の監督管理を担当する。

第4条 特許権付与後の特許権の存続期間内に、特許権者又はその同意を得て特許標識を表記する権利を享有する被許可者は、特許製品、特許方法によって直接得られた製品、その製品の包装又はその製品の取扱説明書などの上に特許標識を表記することができる。

第5条 特許標識を表記するにあたり、次の内容を明記しなければならない。

（1）例えば、中国発明特許、中国実用新案特許、中国意匠特許など中国語で表記されている特許権の種類。

（2）国家知識産権局によって権利付与された特許権の特許番号。

上記内容以外に、その他の文字や図形標識を表記してもよい。ただし、その文字、図形標識及びその表記方法が公衆に誤解をもたらすものであってはならない。

第6条 特許方法によって直接得られた製品、その製品の包装又はその製品の取扱説明書などの上に特許標識を表記するにあたり、中国語でその製品が特許方法によって直接得られたものであると明記しなければならない。

第7条 特許権付与前に製品、その製品の包装又はその製品の取扱説明書などの上に表記するにあたり、中国語で中国特許出願の種類、特許出願番号を表記し、かつ「特許出願中、未登録」の文字を明記しなければならない。

第8条 特許標識の表記が本弁法第5条、第6条又は第7条の規定に合致しない場合、特許事務管理部門は是正するよう命じる。

特許標識の表記が適切でなく、特許詐称行為になる場合、特許事務管理部門は特許法第63条の規定にしたがって処罰する。

第9条 本弁法は、国家知識産権局が解釈について責任を負う。

第10条 本弁法は2012年5月1日より施行するものとする。2003年5月30日に国家知識産権局令第29号により発布した『特許表記及び特許番号表記方法に関する規定』は同時に廃止する。

ソース：中国知識産権局
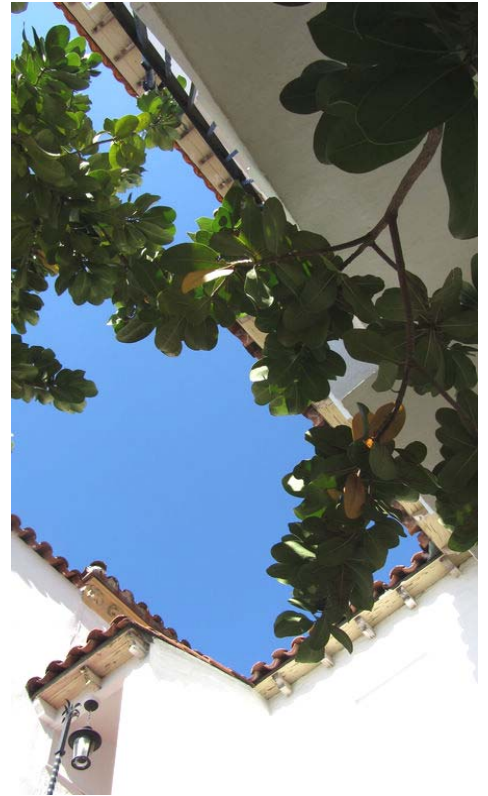
北京市高等裁判所　典型的な知的財産権10大判例を発表

北京市高等裁判所は先ごろ、2011年北京市における典型的で最も影響力のある知的財産権10大判例を発表した。同裁判所知的財産権庭の関係責任者は、「今回発表した10大判例は、2011年に北京市各級裁判所が終審判決を下した知的財産権事件から選ばれたものです。そのうち著作権に関するものは5件と、文化産業の急速な発展に伴って著作権に関する紛争も増加の一途であり、新たな問題が相継いで出現し、特に社会的影響力の大きかった事件は広く注目を集めました。そして、残りの5件は、インターネットに直接的、間接的に係るもので、ネット産業、ネット技術の発展が知的財産権の保護に抜本的な影響を与えたことがわかります」と述べた。

調査によると、2011年北京市裁判所における知的財産権事件の増加は、留まるところを知らない勢いである。昨年1年の知的財産権事件の新規受理件数は約9,600件で、前年比で8.2%増え、うち著作権に関するものは約6,100件で、約63.2%を占めた。また、受理した各種事件の中で、ネットメディアに係る事件は、増加スピードが最も速く、新奇な種類や複雑な内容の事件も多く、社会的影響力も大きいなどの特

徴を有していた。

判例1　プライバシーセキュリティツール「360プライバシー保護器」不正競争事件

【事件の内容】

プライバシーセキュリティツール「360プライバシー保護器」は、奇智ソフトウェア（北京）有限公司によって開発され、北京奇虎科技有限公司（Qihoo 360 Technology Co. Ltd.）（以下、奇虎360という）を通して情報提供した「360安全センター」が発表したものである。同セキュリティツールは、QQソフトだけを目標対象として監視するものである。これに対して、テンセントは、奇虎360は事実を捏造し、明らかに不正競争を引き起こすもので、同社の営業上の信用と名誉を損なう営業誹謗行為であると訴えた。

裁判所は審理を経て、「この事件において、原告側と被告側は競争関係を有し、『360プライバシー保護器』によって監視した結果の評価は客観的に公正なものではなく、ユーザーを不合理な方向へ十分誘導でき、QQソフトの商品名誉と営業上の信用を貶めた」として、被告側に権利侵害を停止し、信用を回復させるため謝罪広告を発表し、損害賠償金40万元を支払う判決を言い渡した。（詳細については、2010年11月17日第8版の報道をご参照下さい）

【事件の分析】

当該事件においては、不正競争防止法によって、業務の異なるネットワークプロバイダーの競争関係をどのように認定するか、そしてIT業界の規則がまだ完備されていない状況下において、不正競争防止法の限界をどのように定めるかということが、重要なポイントとなった。当該事件の判決は、中国の数億といわれるネットユーザーの身近な利益に関わるため、多くの反響を呼んで、「3Q」大戦と呼ばれた。当該事件の判決を通して、ネット業界の不正競争行為の認定と業界の競争行為を是正するという面において、裁判所は方向性を示し、ネット業界の健全で秩序正しい発展に大きな影響を及ぼした。

判例2　詩「見与不見」の著作権侵害事件

【事件の内容】

「班禁古魯白瑪的沈黙」という詩は、原告である談笑靖の作品で、本人のブログで発表されたものである。2008年10月、談笑靖が著作権を主張する著作物と、一文字だけが意味の類似する他の言葉に変えられた「見与不見」」という詩が「読者」という雑誌に、倉央嘉措を作者として掲載された。さらに、2010年8月、同作品が、被告である珠海出版社が出版した「那一天那一月那一年」という本に収められた。

裁判所は審理を経て、「ブログに発表されたものも知的成果であり、談笑靖女史はこの事件に係る著作物の著作権者である。『那一天那一月那一年』は、倉央嘉措氏の生涯と作品を紹介することを主な内容とする書籍で、『見与不見』は重要な位置を占めず、且つ著作者の異議に関する声明も出した」として、珠海出版社が故意に侵害をした可能性は低く、且つ審査においても注意義務を果たした。これによって、被告側に侵害行為を停止する判決を言い渡した。（詳細については、2011年11月９日第11版の報道をご参照

下さい）

【事件の分析】

ブログは、伝統的で固定された創作媒体と比べると、ネット技術を駆使する斬新な著作物の創作形式で、創作した著作物を広める新しいルートであるといえる。そのため、ネット上の著作物も著作権法に規定される創作性などさえ満たしていれば、認可され、保護されるべきである。当該事件は、理論的に知的財産権の権利者を保護する原則を徹底しただけではなく、実践面では、技術コンサルティング、実地調査、実物の電子証拠によって互いに裏付けられるなどの効果的な調査方法も活用し、ネットの仮想性やネット情報が簡単に変更されるなどの障害を取り除き、社会利益の均衡を多方面から保った。

判例3　無形文化財「安順地劇」著作権事件

【事件の内容】

地方演劇「安順地劇」は2006年6月、国務院によって国家級の無形文化財に登録された。張芸謀監督の映画『単騎、千里を走る。』にも「安順地劇」を演じるシーンがあり、映画では「雲南面具戯」と呼ばれていた。原告である貴州省安順市文化・体育局は、張芸謀などの被告を「安順地劇」を歪曲し、氏名表示権を侵害したとして訴えた。

裁判所は審理を経て、「張芸謀などの被告が『安順地劇』を文芸創作の素材として映画『単騎、千里を走る。』に投入したことは、映画創作の一般的な手段であり、無形文化財を侵害しようという故意も過失もなく、『安順地劇』に対して、法律で禁じられている歪曲、誹謗或いは関係公衆の混同、誤認を招くなどのマイナス影響を与えなかった」として、原告の訴訟請求を却下した。（詳細については、2011年５月25日第９版の報道をご参照下さい）

【事件の分析】

当該事件は、無形文化財と民間文芸をどのように司法保護するかという問題に関わっており、中国知的財産権保護の新しい分野であるといえる。無形文化財に対する知的財産権保護についてかなり議論されているが、当該事件は、無形文化財を司法保護するための訴訟主体、氏名表示権及び侵害認定などの面において、有益な考察を推し進め、関連法律を整え、法律執行のレベルを高めることに大きな役割を果たしたといえる。

判例4 「如意」たいまつのガスタンク・バルブ実用新案侵害事件

【事件の内容】

原告である北京動力機械研究所は、実用新案「リムーバブル・バルブ」の実用新案権者である。当該実用新案は、北京オリンピック聖火リレーのたいまつ「祥雲」の関連技術の1つである。また、被告である中山華帝燃具株式会社は、第11回中国全国運動会の聖火リレーのたいまつ「如意」のサプライヤーである。原告は、「如意」のたいまつ内部の燃焼システムに用いられているガスタンク・バルブが、同社の実用新案権を侵害したと、被告を訴えた。

裁判所は技術対比を行い、審理を経て、「リムーバブル・バルブについては、実用新案主題の修飾用語に対して本件実用新案権の権利範囲に入っていると認定できる。侵害物件には、バルブコアにおいて、直孔端を有する頂部と道具溝の間に案内斜溝を設置し、この案内斜溝という構成要件によってほかの技術的効果が生じたが、本実用新案の『バルブコアは直孔端を有する頂部と道具溝の底部を有し』という必須要件が侵害物件に利用されたことを否定できない」として、侵害物件は実用新案権の権利範囲に入り、権利侵害になる。よって、被告に侵害の差止め、損害賠償と合理的な支出5万元の支払いを命じる判決を言い渡した。

【事件の分析】

当該事件は、北京オリンピックの聖火リレーのたいまつ「祥雲」の関連技術をどのように保護するかということに係わるもので、多くの反響を呼んだ。発明の名称における修飾するための形容詞は発明を限定する構成要件にあたるか、また、争点となる構成要件が特別な技術的効果を生ずる付加要件と入り交じる場合、特許侵害をどのように認定するかということは、特許権侵害の認定に関する新たな問題である。この事件の判決は、社会的にも法律面でも新たな一歩を踏み出したと言える。

判例5 バイドゥ（Baidu）MP3サーチエンジン公衆送信権事件

【事件の内容】

ユニバーサル社、ワーナー・ブラザーズ・エンターテインメント社及びソニーは、自社がレコード製作者の権利を有する楽曲128曲がバイドゥMP3のサーチボックス、歌リストなどにリンクされ、無料で聞いたりダウンロードしたりするサービスが提供されているのを発見した。同三社は、「バイドゥの行為は、自社の録音製品に対する公衆送信権を侵害した」とバイドゥを訴えた。

一審裁判所は審理を経て、「バイドゥは、ネットユーザーの要求に従ってサーチを行い、一時的にリンクをはっているものである。この種のサービス技術、自発性と受動性などの性質からみると、バイドゥがその能力に相当するだけの注意を払ったとしても、そのサービスに関する情報が権利侵害にあたるかどうかを認定することができない」として、バイドゥは、同三社の公衆送信権を侵害していないという判決を言い渡した。

それに対して、原告は判決を不服として、上訴した。二審合議体は、事実を究明したうえ、中国インターネット協会仲裁センターの協力のもとで、数回にわたり仲裁した。その結果、双方は著作権許諾契約を結んだ上で、紛争に対して、6300万元あまりで和解に達した。（詳細については、2011年7月29日第11版の報道をご参照下さい）

【事件の分析】

当該案件では、和解の達成によって、巨額の対価に係わる紛争が妥当に解決されたというだけではなく、権利者と著作物の利用者との間に長期にわたる協力関係を築き、「ネット上海賊版」の伝播を効果的にコントロールし、権利者の権益を根本的に守り、創作の積極性を喚起することにもプラス面の影響を及ぼした。それとともに、ネットユーザーは正規版の音楽を楽しみ、権利者と一般公衆の利益の均衡化を実現することもでき、文化産業の発展を守る司法の重要な役割を体現した。

判例6　ソーシャルネットワーキングサイト「開心網」商標権侵害及び不正競争事件

【事件の内容】

北京開心人信息技術有限公司（以下、開心社という）は、第42類のレストランにおける飲食物及びホテルにおける宿泊施設の提供を指定役務とする「開心」商標を有し、ソーシャルネットワーキングサイト「開心網」（kaixin001.com）を運営している。また、千橡互聯公司と千橡網景公司もソーシャルネットワーキングサイト「開心網」（kaixin.com）を運営していた。そのため、開心社は、千橡互聯公司と千橡網景公司が自社の商標権を侵害するとともに、不正競争にもなると訴えた。

裁判所は審理を経て、「『開心網』の提供するサービスは「開心」商標の指定役務とは同一も類似もしないため、開心社の商標権を侵害するとはいえない。また、開心社の『開心網』（kaixin001.com）のソーシャルネットワーキングサービスは、2008年3月から短期間で一躍有名になり、『開心網』の名称は著名役務の特有名称になった。千橡互聯公司が著名役務の特有名称を自社のサイト名称に使って、同じ分野と業界にソーシャルネットワーキングサービスを提供したことはネットユーザーを混同させ、不正競争になる」として、千橡互聯公司に対して、原告の特有名称『開心網』と同一又は類似の名称の使用を差止め、損害賠償金40万元を支払う判決を言い渡した。（詳細については、2011年2月25日第11版の報道をご参照下さい）

【事件の分析】

当該事件は「ソーシャルネットワーキングサイト競争における第一号事件」と称された。知名度を有するソーシャルネットワーキングサイトが著名役務となり、サイト名称が著名役務の特有名称として不正競争防止法によって保護される原則は、当該事件によって確立された。当該事件の判決によって、ソーシャルネットワーキングサイトの競争秩序が是正され、インターネット業界の競争制度における空白を埋めるとともに、ネット運営者に模範が示された。さらに、インターネット業界の合法、公平競争を促進する法律効果と社会効果を共に達成することもできた。

事例7　フォントソフト「方正倩体」をめぐる著作権侵害事件

【事件の内容】

原告である北大方正電子公司は、フォントソフト「方正倩体」の著作権者である。2008年、被告であるP&G広州が製造し、カルフール北京公司が販売するシャンプー、石鹸、生理用ナプキンなど、67種類の製品が侵害物件とされ、そのうち、フォントが倩体の「飘柔」が使用された24種類の製品について、原告は著作権侵害として裁判所に訴えた。

裁判所は審理を経て、「侵害物件に使用された『飘柔』は、NICE公司がP&G広州の委託を受け、『正規版』の方正倩体フォントソフトを使って設計したものである。NICE公司が北大方正電子公司から方正倩体フォントソフトを購入し、正規の方法で使用した行為に対しては、北大方正電子公司による黙示の許諾があるとみなすことができる。北大方正電子公司からはっきりと制限がされていない場合、NICE公司は、倩体フォントソフトを使用してその中の文字で広告デザインを行う権利があり、そのデザイン成果の複製、発行をP&G広州及びカルフールに許諾することができるはずである。そのため、P&G広州及びカルフールによる複製、発行は北大方正電子公司に許諾されたとみなされるので、著作権侵害にならない」として、北大方正電子公司の訴訟請求を却下した。（詳細については、2011年4月20日第8版の報道をご参照下さい）

【事件の分析】

当該事件は、「フォントソフト」に係る著作権保護に関する典型的な判例で、現在中国における知的財産権保護の中でも非常に難しい問題の一つであるといえる。フォントソフトの中の文字をビジネスに利用することが著作権侵害になるかどうかということは、侵害認定の要件を含めて全面的に考慮しなくてはならないことである。したがって、「フォントソフト」の著作権の保護は、権利者の正当な利益を保護するだけでなく、漢字に関する言語文化の伝播や一般公衆の自由を求める選択などの社会の基本的な利益の保護にも係わってくる問題である。

判例8 「中超」商標審決取消請求事件

【事件の内容】

第3383774号異議申立商標は、第33類の果実酒（アルコール分を含む）を指定商品とするもので、商

標権者は周軍氏である。原告である中国サッカー協会は、中国国家工商行政管理総局商標局に異議申立をした。商標局及び商標審判委員会は、審査を経て、周軍氏によって自分の先使用による著名商標「中超」を模倣され、先取り出願されたという中国サッカー協会の主張は、証拠不十分として、異議申立商標を登録した。これに対して、原告は審決取消訴訟を提起した。

裁判所は審理を経て、「原告の長期間にわたる使用と広範な宣伝活動によって、『中超』商標は高い知名度と商業的価値を持っている。大手マスメディアによって行われた宣伝によって、『中超』と中国サッカー協会とは、唯一の対応関係を持つという意識を関係公衆に植えつけた。そのため、周軍氏の出願した『中超』商標は、中国サッカー協会が商品の出所、或いは両者の間に関連があるかのごとく関係公衆に混同を生じさせて、関係公衆は商品の出所を誤認してしまい、損害を受ける場合がある」として、商標審判委員会の審決が取消され、新たに判決を下した。（詳細については、2011年7月20日第8版の報道をご参照下さい）

【事件の分析】

当該事件に係る『中超』商標は、「中国サッカー協会超級リーグ」という中国最大の競技大会に関わり、影響力が非常に大きいものである。商標法は、出所識別機能を確定するもので、生産経営者の利益を保護するばかりでなく消費者の利益も保護するものである。したがって、ある商標について、市場経済の発展の過程において、すでに唯一の出所と関係付けがされた場合、ほかの出願人に商標権を付与すべきではない。これに反すると、商標の保証する信用と独占的商標権の持ち主が一致しなくなり、商品の出所について関係公衆に誤認、混同を生じさせることになる。

判例9 「鳥の巣」花火をめぐる著作権侵害事件

【事件の内容】

「国家体育場模型（The Model of National Stadium）」、「国家体育場夜景図（一）、（二）」の著作権者は北京国家体育場である。侵害物件「盛放鳥の巣」という名の花火は、熊猫花火グールプの監督の下、浏陽熊猫公司が製造し、北京熊猫公司が販売したものである。また、その設計は、中国香港新興公司が担当し、浏陽熊猫公司に譲渡されたものである。

裁判所は審理を経て、「国家体育場は、『著作権法実施条例』に規定される建築の著作物に該当し、原告は関連契約に基づいて本件建築の著作財産権を取得した。花火製品『盛放鳥の巣』の製造と販売は、

建築の著作物である国家体育場に対する複製と発行を行ったことになり、その著作権を侵害したことになる」として、熊猫花火グールプ、瀏陽熊猫公司に侵害を差止め、損害賠償金10万元を支払うことと、北京熊猫公司に侵害を差止める判決を言い渡した。

【事件の分析】

当該案件は、中国の裁判所が工業設計を建築の著作物として著作権で保護した最初の事例で、非常に大きな意義を有している。実用性以外の建築の著作物の芸術的な美感は、建築の著作物の保護対象であり、著作権者の許諾を得ず、建築の著作物の芸術的な美感を無断に利用することは建築の著作物の著作権の侵害になる。利用するのは著作権法にいう著作物であっても、工業製品であっても、利用する際の媒体に制限されない。

判例10 「杰克・琼斯」商標をめぐる侵害事件

【事件の内容】

「杰克・琼斯」はベストセラー社（Bestseller）の登録商標である。同社は中国で許可を得て「JACK&JONES」の商品を製造、販売している。商標2件は、ともに第25類の被服を指定商品にしていた。ベストセラー社は、ドメイン名がjackjonescn.netで、「JACK&JONESの中国公式サイト」、「杰克・琼斯の中国公式サイト」と自称するサイトを発見した。そして、当該サイトでは、上記の2つの商標を利用し、SEM（検索エンジンマーケティング）を行い、ウェブサイトで同商標を利用することで被服が大量に販売され、専門店の物だと詐称していることが分かった。また、当該サイトの運営者は崔焕所氏であり、ドメイン名の登録者は杜興華氏であった。

裁判所は審理を経て、「被告は許諾を得ず、同一種類の商品を宣伝、紹介、販売すると同時に、登録商標と同一または類似の商標を使うことで、登録商標の商標権を侵害する商品を販売した。それにより、ドメイン名の登録者、サイトの運営者及び被服の出所はベストセラー社だと関係公衆に混同、誤認させ、商標権を侵害した」として、被告二人に対し、侵害を差止め、ベストセラー社の信用を回復し、損害賠償金と合理的な支出合わせて199万元あまりを支払う判決を言い渡した。（詳細については、2010年6月2日第11版の報道をご参照下さい）

【事件の分析】

当該事件は、電子商取引で商標権を侵害した代表的な事件である。被告は模倣、ドメイン名侵害、公式サイト詐称、SEM（検索エンジンマーケティング）などの一連の侵害行為を行った。そして、ネット販売、ネット決済などの手段で多額の不法利益を得た。裁判所は審理において、財産保全、証拠保全、電子商取引記録を取り寄せるなどのさまざまな方法を採用した。最終的に200万元近くの損害賠償金が認定され、商標権者の利益がしっかり守られたことで、社会的にも高く評価された。

ソース：中国知識産権局

2015年　情報技術分野における累計特許出願件数130万件に

中国工業情報部は先ごろ、「電子情報製造業『第12次5ヵ年計画』発展計画」を発表した。それによると、2015年までに情報技術分野における累計の特許出願件数は130万件程度に達することを目標としていることである。

「第11次5ヵ年計画」期間中、中国における電子情報製造業における自発イノベーションの能力が格段と強化された。そのうち、標準化と知財戦略については特に力が入れられ、TD-LTE、AVS、DRA、DTMBとフラッシュなどの知的財産権の基礎になる技術が確立された。2010年には、全国の情報技術分野における特許出願は、110万件に達し、業界としてトップに躍り出た。

ソース：中国知識産権局

ランドローバー社とチェリー社間の中国商標「陸虎」に係る紛争事件

商標弁理士　肖　暉

I. 係争商標の基本状況

係争商標：

備考：「陸虎」は「LANDROVER」を中国語で表記したもの

登録番号：第1535599号

出願日：1999年11月10日

登録日：2001年3月7日

商標権者：吉利集団有限公司

存続期間：2011年3月7日～2021年3月6日（更新済み）

II. 事件の基本状況

原告：ランドローバー社（中国語名称：路華公司）【イギリス自動車メーカー】

被告：中華人民共和国国家工商行政管理総局商標審判委員会

第三者：チェリー社（中国語名称：吉利集団有限公司）【中国自動車メーカー】

一審裁判所：北京市第一中等裁判所

一審開廷日：2011年3月17日

一審判決日：2011年4月22日

現状: 二審中(チェリー社より提訴)

関連法律条文:「商標法」第31条

II. 事件の概要

吉利集団有限公司(以下「チェリー社」という)は2001年3月7日、第1535599係争商標「」を出願し、第12類の1203、1208類似群の関連商品を指定した。具体的な商品として、「オートバイ、自動車(車両)」などを含む。

それに対して、原告は2004年4月16日、「陸虎」はランドローバー社の知名ブランド「LANDROVER」の中国語音訳標識であり、チェリー社が自動車製造メーカーとして、1999年に「」を先取りした行為は、自動車業界の経済秩序に混乱をもたらし、消費者にブランド認知度の誤認を生じさせるとして、当該行為は法により禁止すべきであるということを理由に、係争商標「」について、商標審判委員会に不正登録取消審判を提出した。

しかし、中国商標審判委員会は2010年7月19日、係争商標の出願日前に、ランドローバー社が、自発的に中国市場において宣伝し、当該商標を使用したことにより、一定の影響力を有することを証明できる十分な証拠がないとして、係争商標の登録を維持するという審決を下した。

その後、原告は当該審決を不服として、2010年8月30日に、北京市第一中等裁判所に行政訴訟を提起した。

2011年4月22日、北京市第一中等裁判所は一審判決を言い渡した。被告が下した審決を取消し、被告は当該不正登録取消審決について改めて裁定を下すよう要求した。

【参考情報】

①1957年10月8日、原告のランドローバー社は、第12類の1202類似群において第29228号引用商標「」を出願した。その登録が許可された後、更新を経て、現在の存続期間は、2008年12月1日から2018年11月30日までである。指定商品は「各種の客車、車両」などである。

②チェリー社の先登録商標「」が存在するため、ランドローバー社は2003年4月4日、「」の

音訳漢字商標「路虎」（第12類、第3514202号商標）を出願した。当該商標は、異議申立及び異議不服審判を経て、2011年9月7日（1278登録公報）に、ようやく登録された。当該商標の現在の存続期間は2004年10月14日から2014年10月13日までである。

III. 一審訴訟段階における各方の主張

● **原告のランドローバー社の主張**

① ランドローバー社は、60年以上の自動車製造の歴史を有する世界的に有名な自動車メーカーである。中国で長年にわたり、商標「陸虎」を宣伝、広告してきた。したがって、新興自動車メーカーのチェリー社は、同業者として、「陸虎」を知らないわけがない。チェリー社は、それを知っていたうえで、且つ業界の人やメディア、及び消費者が一般的には「陸虎」は、ランドローバー社のシリーズ商標として対応関係を有すると認めた状況下において、商標「陸虎」を出願登録したことになる。したがって、悪意を有することは明らかである。

② 係争商標だけではなく、チェリー社は、「

」（「宝馬」はドイツブランド「BMW」の中国語訳である）、「吉利・捷豹」（「捷豹」はイギリスブランド「JAGUAR」の中国語訳である）、「吉利汗马」（「汗馬」は、アメリカブランド「Hummer」の通常の中国語訳「悍馬」の発音「hanma」と同様である）などの自動車業界の知名ブランドと同一又は類似する商標を出願、登録したことから見れば、同社が、他人馳名商標を冒認出願する一貫的な悪意を有することが明らかである。

③「陸虎」は、陸上の虎という意味があるため、最も適切に「LANDROVER」のSUV車が野山を越えていく優れた性能を表現しているといえる。その上、「陸」も「LAND」の意訳でもある。チェリー社とランドローバー社は、自動車業界における同業者であるため、一旦、チェリー社が商標「陸虎」をSUV車に使用したら、現在使用されているランドローバー社の商標「路虎」と誤認、混同を生じさせやすい。

④ ランドローバー社は1996年から、「陸虎」を「LANDROVER」の中国語訳商標として使用している。それを証明するために、約40部のメディアー報道を証拠として提出した。

⑤ 国家関連部門より発行された車両登記書類の写し(「陸虎」は「LANDROVER」の中国語商標と称した)を提出した。

- **被告の商標審判委員会の主張**

① ランドローバー社より提出された証拠は、全てメディアによる報道であり、ランドローバー社が自ら「陸虎」商標に対して行った自発的な使用ではない。同社は、自発的に行った広告宣伝或いは活動企画の証拠を提出していない。自発的宣伝について、ランドローバー社は、如何なる広告契約、インボイスなどを以って自分の宣伝を証明することができない。

- **第三者のチェリー社の主張**

① ランドローバー社より提出された証拠は、全てメディアによる報道であり、ランドローバー社が自ら「陸虎」商標に対して行った自発的な使用ではない。同社は自発的に行った広告宣伝或いは活動企画の証拠を提出していない。

② 「LANDROVER」の中国語訳には、「蘭徳羅孚」、「路華」など数多くある。「陸虎」も、その中の一つであり、メディアや自動車愛用者にとっての「LANDROVER」に対する一種の言い方ともいえる。

IV. 一審裁判所の判断

① 原告より提出された41編のニュース報道或いは評論文書の中には、専門的な自動車新聞、刊行物及び雑誌が含まれている。これにより、係争商標の出願日前に、漢字の「陸虎」は英語「LANDROVER」の中国語称呼として、中国の関連公衆に広く認められていて、当時の権利者であるBMW社と唯一な対応関係を形成していたことを証明できる。

② 係争商標の出願日前に、関連公衆において、中国語「陸虎」が中国市場の使用において、既に一定の影響力を有したことに鑑み、第三者のチェリー社は、専門的な自動車生産メーカーとして、中国語「陸虎」と「LANDROVER」の対応関係、及びその業界における知名度を知っていたはずである。したがって、チェリー社がそれを知っていたうえで、中国語の「陸虎」を先取りした行為は、不当性を有する。

第三者の行為は、商標法第31条「他人の先使用した且つ一定の影響力を有する商標を不正手段によって先取りして登録出願してはいけない」に関る規定に違反している。

したがって、北京市第一中等裁判所は被告が下した審決を取消し、被告の商標審判委員会に改めて裁定を下すように命じた。

【参考情報】

開廷審理後、本件主審裁判官の饒亜東氏は、以下のコメントを発表した。

① 本件のキーポイントは、チェリー社と商標審判委員会が主張した「イギリスのランドローバー社は自発的に『陸虎』商標を使用していない」ことにある。

ニュース報道或いは評論文書は、「陸虎」は「LANDROVER」の中国語称呼として、中国の関連公衆に広く認められていて、当時の権利者のBMW社と唯一な対応関係を形成していたことを説明でき、商品出所、製品の品質を標識する役割を果たしたと認めることができる。

② さらに、本件の他、チェリー社は「BMW」や「Hummer」など自動車業界の知名ブランドと同一または類似する商標を出願登録した。これらの行為は明らかに悪意を有するので、法によって支持されるべきではない。

③法に基づき、新たな証拠及び理由がない限り、商標審判委員会は今回、以前と同じ審決を下すことができない。つまり、ランドローバー社は、「陸虎」の商標権を取得する可能性がある。

V. 二審の情報について

2011年6月11日の「銭江晩報」によれば、チェリー社は本件一審判決に指摘された悪意による先取る行為について不服があり、上訴を提起したので、本件はいま**二審の上訴段階**にあるとのことである。

VI. 弊所のコメント

数年前の「偉歌」(「Viagra」の中国語訳の一つ)案件において、メディア報道は、原告が自ら広告宣伝したことを証明できないため、その商標に対する実際的な使用をしたことを証明できないという判決が北京市第一中等裁判所より言い渡された。今回の判決において、北京市第一中等裁判所は、数年前の「偉歌」事件と異なる観点を示した。つまり、「商標法」第31条の「使用」の主体について、ある程度、緩やかに適用されていることが分かった。また、本件において、自動車メーカーの同業者としてのチェリー社は、「BMW」や「Hummer」など自動車業界の知名ブランドと同一または類似する商標を出願登録したことについて、冒認出願の主観的悪意があると認定された。この内容から見れば、中国裁判所は、国際ブランドの中国への進出について、できるだけ保護を与える傾向にあると思われる。

なお、本件から得られる教訓として、中国において一旦自分の商標を他人により先取りされた場合、その登録の阻止(異議申立)、登録された商標の取り消しには、多大な時間、費用、労力がかかることが分かったであろう。中国市場に進出する予定があれば、外国語商標に対応する中国語商標を一日でも早く出願することが非常に重要であると思う。

本件訴訟は、まだ二審中にある。今後の動向について、注意深くフォローして行きたい。

VII. 情報の出所

「土豆網」に転載した「CCTV13テレビニュース」の関連報道
http://www.tudou.com/programs/view/u-kPxpMVFj4/

「中国商標網」

http://sbcx.saic.gov.cn/trade/SelectTdInfo/SelectTdInfo.jsp

「新聞晨報」

http://newspaper.jfdaily.com/xwcb/html/2011-03/03/content_522974.htm

[京華時報]

http://epaper.jinghua.cn/html/2011-03/18/content_641401.htm

「新華網」が転載した「北京晨報」のニュース

http://news.xinhuanet.com/fortune/2011-04/23/c_121339216.htm

「騰訊財経」が転載した「新京報」のニュース

http://finance.qq.com/a/20110423/000741.htm

「京華網」

http://epaper.jinghua.cn/html/2011-04/23/content_652635.htm

銭江晩報

http://zjdaily.zjol.com.cn/qjwb/html/2011-06/11/content_892821.htm?div=-1

中国知的産権情報資訊網

http://www.cipnews.com.cn/showArticle.asp?articleid=12605

（このIPニュースに掲載された写真は劉　新宇個人の撮影作品です。）

責任者：代表取締役　弁護士　弁理士　　魏　啓学（Chixue WEI）
社長　弁理士　　劉　新宇（Linda LIU）
担当者：所員　張　輝　（Ashley ZHANG）　　蒋　煜欣（Yuxin JIANG）

林達劉グループ 企画室　（Business Development Department, LINDA LIU GROUP）

〒100013　中国北京市東城区北三環東路36号 北京環球貿易中心C座16階

Tel：86-10-5825-6596 (WEI)　86-10-5825-6089（LIU）　86-10-5825-6366（代表）

Fax：86-10-5957-5201(代表)

E-mail: ipnews@lindapatent.com　　linda@lindapatent.com

Website: http://www.lindaliugroup.com